

平成31年(ワ)第100号 「鬼怒川大水害」国家賠償請求事件

原告 片倉一美 外

被告 国

証 拠 説 明 書 (甲44～46号証)

2021(令和3)年9月24日

水戸地方裁判所 民事第1部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 只野 靖 ほか

甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
44	平成15年度 若宮戸地先築堤設計業務 報告書		2004年3月	サンコーコンサルタン ト株式会社
	立 証 趣 旨 国土交通省関東地方整備局が、茨城県結城郡石下町若宮戸地先における鬼怒川左岸24.50～26.00kmの1350mの築堤詳細設計を行うことを目的として、サンコーコンサルタント㈱に委託発注した報告書。 この報告書では、2004年当時の若宮戸の状況が写真撮影されている。 また、平面図(図面番号で48の2～48の4、40の2～40の4)までには、距離標が記載されており、河川区域内外の標高が記載されている。			
甲号証	標 目 (原・写の別)	原本	作成年月日	作成者
45	鬼怒川大水害国家賠償請求訴訟に関する 意見書		2021年 9月20日	石崎勝義
	立 証 趣 旨 元建設省の技術系の職員で、土木研究所水文研究室長、木曾川下流工事事務所長、本省河川局災害対策調査室長、土木研究所(企画部長・研究調整官・次長)を務めた石崎勝義氏の意見書。原告らの主張全般を裏付けていること。			
甲号証	標 目 (原・写の別)	原本	作成年月日	作成者
46	原告の訴状、準備書面の図(グラフ)の 作成についての報告書		2021年 9月22日	嶋津 暉之
	立 証 趣 旨 元東京都公害局(現・環境局)、東京都公害研究所(現・環境科学研究所)職員 の嶋津 暉之氏の報告書原告の訴状、準備書面の各グラフは、被告の開示資料の データに基づいて作成されていること。			